

藤野 保著

『日本封建制と幕藩体制』

杉 本 史 子

藤野保氏『日本封建制と幕藩体制』が上梓された。本書は「日本近世社会の分析は、西欧中世の封建制との比較研究を通じて、日本近世封建制の独自の性格の解明よりはじめて、日本における中世以来の領主制の運動法則と封建的土地所有の編成原理の究明を通じて、総体としての幕藩体制が成立するに至る過程を明らかにし、かつ幕藩体制を構成する中央統一権力である幕府と個別地方権力である藩との比較研究（さらに藩の場合は藩相互の比較研究）を通じて、両者の性格と相関々係を究明し、幕藩体制の成立・展開・解体のメカニズムが明らかにされなければならない。」（一頁）という基本的立場に立って、著者の既発表の論文のいくつかを全面的な加除・訂正を施した上で集録したものである。したがって本書の構成は、その分析視角に従って第一部「封建制」、第二部「幕藩制」、第三部「幕府」、第四部「藩」という形を取っている。

1

まずはじめに、各部の内容をごく簡単に概括しておく。第一部「封建制」はⅠ「日本封建制の構造的特質」、Ⅱ「日本封建制と幕藩制社会」より成る。前者は「日本封建制の到達点を示す幕藩体制を世界的対比の場において検討し、その構造的特質を明らかにする」（二二頁）ことを目的とし、主に大塚久雄氏の研究に基づいて生産力・小農民経営・農業技術のあり方等における日本とヨーロッパとの差異を述べ、それが封建国家・領主権力の相違をもたらす基本的要因となつたとされた。後者では、その領主の支配体制における彼我の相違は、また「領主制の運動法則と封建的土地所有そのものの編成原理の相違より招来された」（四三三頁）とされ、鎌倉幕府以来展開し幕藩制社会に至って完成する「日本封建制」について概括され、日本中世社会における領主制の運動法則の特色を「社会の基底をなす名主（新・旧名主）層より、不断に封建的土地所有者が析出された」（五一頁）ことに求められた。幕藩制社会はその戦国期における領主制の運動法則の「総帰結」として、「廳下家臣団の領主制実現の要求を最大限に發揮」（五三三頁）させつつ成立した。そして徳川権力の確立の画期は、関ヶ原の役・大坂の役・その後の三段階、軍役体系の整備・参勤交代の制度化・鎮国体制完成の三過程に置くことができ、家光期に諸大名の幕府権力への従属関係が強化され、その上に立って「寛文朱印状」の交付がなされた。さらに元禄期をかけては、地方知行制から俸禄制への転換がなされ、幕府と藩という形で統一された封建的土地所有者と小農民経営が直接対峙する社会関係が明確化したとされ、また流通・分業関係にも言及されている。

第二部「幕藩制」は、Ⅲ「幕府と藩の体制的研究」、Ⅳ「統一

権力と地方権力——挑戦と対応の論理——、Ⅴ「天領と藩の關係史的考察」より成る。Ⅲは従来の「自己完結」的な個別藩制史研究を批判し、「幕藩体制のなかでいかに藩制をみ、位置付けていくか」(六七頁)という視点が必要であるとの立場に立って、織

豊政権・徳川政権における幕藩領国制について全国的視野で述べられ、統一権力の形成と大名領国制の形成は同時に行なわれたのであり、また徳川政権は豊臣政権より一層強力に徳川一門(親藩)・譜代大名を創出、配置することによって統一的封建権力としての地位を獲得していったこと、秀忠時代までに完成した大名配置は単に地理的配置を示すばかりでなく、諸大名の領土的な土地所有構造の差——「領国型」と「非領国型」の差——を招来したことを述べられ、以下寛永元禄期について幕府の改易・転封等を中心に概観された後、幕府直轄領・譜代大名領・旗本領は相互に関連した存在であったことを指摘され、最後に享保期は將軍の独裁専制体制が最も健全な形で発達する一方、幕府の改易・転封権が弛緩していったとされ、中期以降の商業政策・商品流通をめぐる幕藩関係はこのような「領土的な土地所有の展開との関連において把握されなければならない」(九二頁)とされたのである。Ⅳはトインビーの「中央的・先進的なもの(統一権力)の挑戦に対する地方的・後進的なもの(地方権力)の対応」(九四頁)という捉え方を取り入れ、九州を場として「挑戦と対応の論理」を実証分析しようとしたもの、Ⅴは近世後期天領日田が九州における地方金融市場に発展していき、日田掛屋商人が大名貸等を契機に諸藩藩政改革に関与していったこと、そしてその改革実施過程から、掛屋商人に全面的に依拠した藩と、自藩内勢力によって藩政

改革をなしていった藩、の二類型が設定し得、後者における政治主体の形成が、「幕藩制下における新たな政治主体の形成↓討幕派の成立と連合となり、明治維新に帰結する」(一九八頁)ことを指摘されたものである。

第三部のⅥ「江戸幕府論」では、幕藩体制第一段階を対象に、従来の研究史においては幕府そのものの研究が不充分であったとの立場に立ち、幕府権力の構造と特質を包括的に考察し、またⅦ「成立期江戸幕府の政治構造——権力と組織の相關分析——」では、寛永期を中心に従来なおざりにされてきた幕府の政治組織・幕府権力の在り方・特質について検討され、寛永初期の二元政治の解消は「統一者的側面(総領主的立場)と大名側面(個別領主的立場)」の將軍への統一を意味すること、將軍側近の政治中枢への進出と政治機構の整備が密接な関連をもつて進められる中で、諸大名に絶対優位する幕府権力の確立がなされていったことを主張された。Ⅷ「解体期江戸幕府の財政構造——政治と財政の相關分析——」では、戦後の幕末・維新史研究の主流が西南雄藩討幕史観にあったため、幕末における江戸幕府権力の研究が手薄であったことを指摘し、幕末期の幕府権力は確立期のそれとは大きく性格を変化させており、諸大名に質・量共に絶対優越する諸基盤を喪失し(例えば全国主要鉱山直轄・外国貿易独占による収入の減少、貨幣鑄造権の変形としての貨幣改鑄権の独占が悪貨鑄造による価格体系麻痺へと結果したこと等)、さらに領国体制崩壊の中で外交権掌握もその実質的意味を失っていったこと、このような状況の背景には「幕府を中核とする封建的土地所有の編成原理の崩壊(大名権力の独自化↓割拠)、およびいわゆる『政權委任

論」(朝廷と幕府と大名)にもとづく政治権力の下降化現象があった」(三〇五頁)とし、基本的には幕府の持つ総領主的立場と個別領主的立場の乖離、前者の崩壊に幕府崩壊の原因を求められた。

第四部「藩」は九州諸藩を分析対象とし、X「公儀権力と藩体制——個別藩における幕藩体制成立の視角と方法——」では、佐賀藩の、公儀権力との関わりの中で藩政を確立していく過程を取り上げ、X「比較藩政史研究——藩政確立期の諸問題——」では、平戸・大村・佐賀藩を素材に、家臣団編成を中心に問題点を指摘された。またX「藩政改革と財政構造——寛政改革の研究——」では、平戸藩の財政構造の実態を明らかにし、同藩寛政改革における農村政策が幕府寛政改革のそれとかわめて近似していたこと等を指摘、X「藩体制と政治動向——討幕派第二グループの動向と明治維新——」は、従来の幕末維新研究が西南雄藩を主な対象としてきたことを批判し、「討幕派第二グループ」——著者によれば、維新の論考行賞において三万石賜与された諸藩をさす——の像を明らかにし、「幕末・維新史のダイナミックな総合的研究を推進する」(四四五頁)ことをめざしたものであり、具体的対象として大村藩を取り上げ、同藩における討幕派の特殊な形成過程、「討幕派第一グループ」連合への画策等を通じて藩論を実現しようとした「討幕派第二グループ」の限界を指摘した。

2

本書は、以上のように封建制の問題から説きおこし、総体としての幕藩体制像を解明しようとしたものであり、綿密な改易・転封分析に基づく『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九六一年)

・『新訂幕藩体制史の研究』(同、一九七五年)を世に問われた著者ならでの、しかも九州を中心とした諸藩の豊富な実証分析をふまえた上で、鎌倉期から幕末までを視野に入れた、壮大なスケールを持つ研究書である。藤野氏は、成立期を主とした前二書をふまえた上で、本書では幕藩体制の「展開・解体」を含んで論じられているのであり、中・後期の幕藩権力編成についての研究が未だ統一した像を持ち得ていない今日、展開の基底とし「封建的土地所有編成原理」の「弛緩」と「崩壊」を重視され、幕府と藩の権力の編成の展開を初期から通してダイナミックに捉えようとする藤野氏の視角は貴重であると言えよう。

さて、藤野氏は幕藩体制第一段階における主要矛盾は、第二段階における戦略・戦術の転換(軍役体系の整備とその意味・内容の変化↓参勤交代の制度化、鎮国体制の完成)によって著しく解消し、基本矛盾が基軸となり、第三段階を経て、第四段階には外様大名の幕政登用も見られたとされ「徳川氏の最初の大规模な幕政改革(享保改革)は、こうした時代の基本的趨勢(徳川氏による封建的土地所有編成原理の弛緩)の枠組みのなかで断行されても、その枠組みを取除く方向を見出しえず、『幕府体制』内の改革にとどまったため、右にみる基本的趨勢は、この期に決定的となり」(一五二頁)、幕藩体制は享保期を境に分権化するとされた。また「改易・転封の減少は、こうした封建的土地所有における編成原理そのものの弛緩・変化を示すもの」(同頁)とされ、さらに『新訂幕藩体制史の研究』においては、「幕藩体制下における封建的土地所有の編成原理をなす」(六頁)と位置づけをされた改易・転封自体について「①初期に内在した領主相互間の主要矛盾を

解消し、徳川氏を中心とする幕藩領主支配の諸原則を浸透・貫徹するための戦略・戦術にとどまらず、②上位者優位の原則確立のもと、上から下への『御恩』を基軸に構成された幕藩体制そのものの封建的土地所有における編成原理を貫徹・純化するための積杆(一五二頁、番号杉本)としておられる。

幕藩権力を考察するにあたって、佐々木潤之介氏が幕府の軍役を取り上げられたのに対し、藤野氏は改易・転封に注目されたのである。しかし、さまざまの批判を受けながらも佐々木氏が軍役の問題からウクライナの問題まで含めて総合的に理論化されようとしたのに対し、藤野氏の改易・転封への着目は前掲の位置づけからもうかがえるように権力編成のみを射程内に置いたにとどまり、しかも、「封建的土地所有」概念自体、またそこにおける改易・転封の理論的位置づけが不十分なため、何故「封建的土地所有における編成原理」が「弛緩」していかなばならなかったのかについては、通説以上の説明はなされていないのである。また「編成原理の弛緩」が意味するところ、農民的土地所有に領主的土地所有が凌駕されていくという大枠の筋道と如何なる関係にあるかも必ずしも明らかではない。

加えて、享保期の評価については、改易・転封の減少を直ちに「編成原理」の「弛緩」を示すものとみることができるところかどうかについて、あらためて問い直されなければならないであろう。享保期には各地の山野河海開墾・領有に対する幕府の積極的な介入の姿勢も指摘できるのであり、土地所有の編成については、改易・転封に視点を限定することなく、近年高木昭作氏が指摘されたような「最近の近世身分制について」、『歴史評論』四〇四号)土

地を領有することの持つイデオロギー的側面の検討をも含めて、より多面的な方向から論じられるべきであろう。

また改易・転封それ自体についても、藤野氏の、改易・転封の件数・時期・理由・地域における変化率の分析↓各代將軍の傾向性の指摘といった方法論に立った膨大・綿密な実証研究の上に、あらためて、その意味・機能についての検討がなされるべきであろう。今ざしあたり指摘しておくとして、改易・転封が単なる罷免ではなく、軍事動員を背景とすることによって可能であったという指摘(藤井讓治「幕藩制領土論」、『日本史研究』一三九・一四〇号)等留意しながらの捉え直しが必要であろうと思われる。次に問題としたのは藤野氏が特に中世↓近世の移行期において一貫して議論の中心に置いておられるところの領主制の性格の問題である。例えば中世において系譜的には石母田正氏以来の「領主制説」の流れにその拠って立つ基礎を置いておられる永原慶二氏が、封建王権における主従制的支配権と統治権の支配権について「本来、主従制は領主階級内部における階級結集の問題であり、統治権の支配こそが農民支配の問題であるから、前者は後者のための権力構成原理」とであるとされ、封建王権は「主従制の面のみからでは説明し切れず、個別領主が掌握し切れない『公共的』諸機能を遂行する」ともに、先行の国家的枠組をいわば上から掌握再編することによってその全国支配の論理を創出する」とされている(『日本封建国家論の二・三の論点』、『歴史評論』二六二号)のに対し、藤野氏の領主制重視の視点は統一権力が「戦国期の小規模個別封建領主制の発展の帰結として成立した大名領国制を否定・止揚する形を通じてではなく、その拡大・強化を

通じて統一の封建権力に上昇していった事実注目すべき」(七八頁)である等の指摘にとどまり、わずかに伊東多三郎氏の研究に拠って「任將軍によって、全国統治権の倫理的基礎が公的に与えられた」(二二二頁)とされるも、藤野氏自身がこの「全国統治権」をどのようなものとして捉えるか明示されず、またその後の議論の展開においても言及されていない。永原氏の封建王権についての理解が黒田俊雄氏の権門体制論をめぐる論争の中できたえあげられていったことを考える時、藤野氏の中世についての説明から権門体制の議論がすっぱり抜け落ちていることの意味は決して小さくないと思われるのである。

またこのように限定された「領主制」の発展の面からのみ幕藩体制の成立、將軍権力の性格をみることは、近來の近世成立史研究における「領主制」支配からのみでは捉えられない「國家的支配・被支配」を重視する動向(たとえば高木昭作「幕藩制初期の國奉行について」、『歴史学研究』四三三―三三九号)、またさらに両者を「機械的かつ単純な二元論でとらえる段階が去った」(朝尾直弘

「前近代國家史研究の到達点と課題」、歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題』Ⅱ、青木書店、一九八二年)とする指摘からみても、検討の余地があるのではなからうか。

最後に、本書の諸論考の拠って立つ基本的立場をあらわすと思われるⅠ論文において、藤野氏が終始西ヨーロッパ普遍、それへの差異Ⅱ日本の特質という図式を基軸にしておられる点、アジア・第三世界をも含みこんだ世界史像の構築が試みられている今日の研究状況を考えると若干疑問に感じられたことを指摘しておきたい。

以上、雑駁な感想の羅列に終始し、また評者自身の未熟さ故に、本書の豊かな内容を十分に汲み取れず浅読みに墮してしまった点も多々あるのではないかと危惧している。失礼の数々は、今後本書の成果を拙ないながら研究に生かしていくことでお許しいただきたい。

(A5判 五一四頁 一九八三年六月 塙書房 七〇〇〇円)

(神戸大学大学院生)